

山口県立きらら浜自然観察公園事業計画書（概要版：公表用）

1 管理上の総合的な方針

業務全般についての考え方や、計画の概要など、総括的な事項を記載してください。

きらら浜自然観察公園は、シベリアやカムチャツカ半島から日本列島を縦断して東南アジアに渡る鳥たちと、中国大陸から朝鮮半島を経由して日本へやってくる鳥たちの交差点に当たるため、数多くの鳥類が訪れます。

また、山口湾に面しているため多くの海洋生物等にも恵まれており、さらに、園内には干潟、汽水池、ヨシ原、ヨシ原池、淡水池が配置され、数多くの植物が植栽されています。

こうした特色を生かして、本県の代表的な自然観察施設となっている公園を、今後も引き続き、次の基本方針のもと管理運営していきたいと考えています。

① 自然とのふれあいの推進

だれもが身近に自然を観察し、ふれあい親しむことのできる施設とします。

② 自然環境学習の推進

自然環境学習を推進するための基幹施設としての機能が発揮できる施設とします。

③ 自然環境保全の場の提供

きらら浜周辺の貴重な野生動植物の良好な生息地として、多様な生態系の保全を図り、自然と共生するための施設とします。

特に、公園には環境省絶滅危惧ⅠＡ類指定のベッコウトンボ、ⅠＢ類指定のヒヌマイトンボ、クロツラヘラサギやサンカノゴイ、チュウヒ、ウチヤマセンニュウ（鳥類）、山口県ⅠＢ類のニラバラシ（植物）が見られ、これらの保全を適切に行います。

④ 自然と共生する社会の実現に向けて行動する人材の育成

ボランティア等自然環境に関心を持つ県民が積極的に参加し、自然を育むことができる施設とします。インターンを積極的に受入れ、育成を図ります。

⑤ 交流及び情報の提供

関係機関やボランティアグループ等との連携を一層強化し、将来にわたり交流します。また、ホームページ、SNS、マスメディアを活用し、情報発信します。

これらの基本方針のもと、これまでの４期２０年間の管理運営に携わってきた実績を基にして、さらに来園者の視点に立ったサービスの向上や法令等を順守した安全・安心な管理運営を行います。

2 業務等についての方針及び実施計画

自然観察指導業務や、維持管理・運営業務について、実施方針及び実施内容を記載してください。

(1) 実施方針

【自然観察指導】

- ・ 自然観察を通じて野生生物に対する関心を高め、自然の仕組み、自然の素晴らしさや自然の大切さ、生命の尊さを知り、環境や自然保護について考えるよう指導します。

【運営・維持管理】

- ・ 自然観察公園であるという基本姿勢に立ち、自然の生態系を重視した施設保全に努めます。
- ・ 来園者の要望を大切にしながら、園内の動植物の保護に配慮し、利便性と安全性を重視した施設運営・維持管理に努めます。

- ・ヨシ原、干潟及び淡水池については、自然界のバランスがとれるよう適切な維持管理に努めます。特に淡水池については、水質検査を定期的に行うなど、重点的な管理を行います。

(2) 実施内容

【自然観察指導】

- ・ビジターセンター利用者全てに対し、野鳥をはじめトンボ等の昆虫、干潟の生きもの等の自然観察指導を職員及びボランティアが協力して積極的に行い、自然の素晴らしさや感動を提供できるように努めます。
- ・野鳥をはじめトンボ等の昆虫、干潟の生きもの等の自然観察会を多く実施し、さらに天文（星）等、夜の観察会も実施します。
- ・自然の材料を使った工作教室を実施し、体験を重視した行事を行います。
- ・野鳥写真展をはじめ、自然に関する企画展を実施します。
- ・公園の野鳥や自然環境を題材にした俳句教室や手話教室を開催します。
- ・公園に生息する野生動植物の調査研究を行います。
- ・ボランティア団体「葦の会」の育成を継続し、行事の一部は共同開催します。

【運営・維持管理】

- ・アンケート等で入園者の要望や苦情、満足度等を把握し、必要に応じて県と協議しながら具現化するように努めます。
- ・園内の動植物の生息環境改善に努め、外来生物の駆除外来植物の除却を行います。
- ・光熱費等の節減に努め、展示物等の可能なものは自作し、軽微な修理を直営で行うなど、経費の削減を図ります。
- ・法定点検を専門業者に委託するなど、法令を順守して来園者の安全・安心の確保に努めます。
- ・点検は定期的なもののみでなく、日常的に職員が点検を行い来園者の安全に配慮します。

(3) 実施体制

※ 経験者の活用や研修体制など、適正な管理業務の実施能力等の点から記載してください。
(具体的な職員の配置体制や雇用形態、組織図等は必要ありません。)

- ・理事長、園長、事務局長、指導係4名と総務係4名を配置し11名体制とします。
- ・職員は一丸となって利用者に平等にサービスを行います。
- ・指導係は公園レンジャーとして(財)日本野鳥の会が行う「レンジャー養成講座」等の受講者を配置し、利用者に自然観察指導を行います。
- ・理事長は日本鳥学会の会員、日本野鳥の会の山口県支部長で豊富な指導経験を有し職員全体の指導を行います。
- ・指導係は専門的な知識や技能を必要とするため、(財)日本自然保護協会の「自然観察指導員講習会」や(財)日本野鳥の会、その他の研修に積極的に参加します。
- ・希少野生動植物種保護支援員研修会、やまぐち自然共生ネットワーク、山口県自然観察指導員協議会など県内の自然保護団体と連携し、知識の向上を図ります。
- ・日頃から職員研修を行い、資質向上を図ります。